

II-1-1. 様式選択ガイド

記入に際しては関係法令を確認の上、下記の項目分類に対応する適切な様式を選択して、判定する貨物のパラメータを記入してください。

[種類]	[関係省令番号]	[パラメータシート様式番号]
汎用集積回路		
マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ又はマイクロコントローラ（デジタルシグナルプロセッサ、デジタルアレイプロセッサ、デジタルコプロセッサ及びチップセットを含む。）	第6条第一号イ、ロ、ハ	6-1-1
アナログデジタル変換用のもの	第6条第一号イ、ロ、ホ(一)	6-1-3
デジタルアナログ変換用のもの	第6条第一号イ、ロ、ホ(二)	6-1-4
信号処理用の電気光学的集積回路又は光集積回路	第6条第一号イ、ロ、ヘ	6-1-5
フィールドプログラマブルロジックデバイス	第6条第一号イ、ロ、ト	6-1-6
ニューラルネットワークを用いたもの	第6条第一号イ、チ	6-1-8
カスタム集積回路（製造者が輸出令別表第1の5から15の項に掲げられた貨物であるか否かを判定できないもの）	第6条第一号イ、ロ、リ	6-1-9
化合物半導体を用いたデジタル方式のもの	第6条第一号イ、ヌ	6-1-10
FFTプロセッサ	第6条第一号イ、ロ、ル	6-1-11
化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、スタティック式のラム又は不揮発性メモリー	第6条第一号イ、ロ	6-1-12
ダイレクト・デジタル・シンセサイザ（DDS）	第6条第一号イ、ヲ	6-1-DDS
アナログデジタル変換機能を有しデジタル化されたデータを記録し、若しくは処理することができるもの又はこれを実行するようにプログラムが可能なもの	第6条第一号イ、ロ、ワ	6-1-ADW
その他の集積回路	第6条第一号イ	6-1-13
集積回路（極低温CMOS）		
CMOS集積回路であって零下268.65度以下の温度で作動するように設計したもの	第6条第一号カ	6-1-CRYO
専用集積回路		
他の貨物（装置）に使用するように設計したもの		IC-SD
	（注 様式：6-1-2、6-1-7は欠番）	
医療用除外		
医療用に設計された装置又は医療用に設計された装置に組み込まれたもの		医療用除外

<補足>

- (1) 4の項(23)、4の項(26)で規制される集積回路は、項目別対比表を使用して判定する。
- (2) マイクロ波用の集積回路である場合は、「II-2. 真空電子デバイス等電子デバイス」のシートでも判定する。
- (3) 9の項の「暗号機能を実現するための部分品（集積回路等）」は、II-1-1（ENC）様式選択ガイド及びそれに続く記入要領、記入手順に従い判定する。

汎用集積回路

マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ又はマイクロコントローラ
(デジタルシグナルプロセッサ、デジタルアレイプロセッサ、
デジタルコプロセッサを含む。)

輸出令別表第1の7の項(1)、省令第6条第一号イ、ロ、ハ

作成責任者：(作成年月日 _____年____月____日)
会社名 _____
所属・役職 _____
(フリガナ) (_____)
氏名 _____ 印
電話 _____

パラメータシート
様式：6-1-1

CISTEC 2024.09.08
(令和6年9月8日施行省令等対応)

型名	チェックグループ	1 (注1)	2 (注2)	3 (注3)	4 (注5)		備考	判定 (注6)
	省令番号	第6条第一号イ	第6条第一号ロ		第6条第一号ハ			
	チェック項目	耐放射線設計の有無	設計意図	定格動作温度範囲 (°C)	化合物半導体を用いたものか否か (注4)	最大クロック周波数 (注4)		
	判定基準	(一) 全吸収線量 (該) $\geq 5 \times 10^3$ グレイ(Si) (二) 吸収線量率 (該) $\geq 5 \times 10^6$ グレイ(Si)/s (三) 1MeV相当の中性子束 (該) $\geq 5 \times 10^{13}$ (個/cm ²)	民生用の自動車又は 鉄道車両用か?	(一) (該) > 125°C (二) (該) < -55°C (三) (該) = -55 ~ 125°C	(該) = 化合物半導体を用いたもの	(該) > 40 (MHz)		
(記入例)	A B C x x x x x	—	いいえ	0~85	(化)	30		非該当

注
注1. チェックグループ1で、耐放射線設計「有」の場合は、全吸収線量、吸収線量率及び中性子束を記入し、「無」の場合は欄に「—」を記入する。(三)はMIS形のを除く。
(一)～(三)のいずれかが(該)であれば、省令第6条第一号イに該当である。
注2. チェックグループ2には、「はい」又は「いいえ」を記入する。「民生用の自動車又は鉄道車両用に設計した集積回路を除く。」の除外規定を適用して非該当と判定する場合には、「はい」を記入した上で、備考欄に「自動車用」若しくは「鉄道車両用」と明記して判定根拠を示す。但し、チェックグループ3の定格動作温度範囲で(一)～(三)のいずれにも該当しないことが明らかな場合は、チェックグループ3の定格動作温度範囲を記入の上、「—」を記入して良い。
注3. チェックグループ3で、(一)～(三)のいずれかが(該)であれば、省令第6条第一号ロに該当である。(但し、民生用の自動車又は鉄道車両に設計した集積回路を除く。)
貨物等省令第6条第一号ロに非該当と判定された場合であって、同第6条第一号カの対象貨物である、極低温で動作するCMOS集積回路である場合は、「パラメータシート様式：6-1-CRYO」でも判定すること。
注4. チェックグループ4で、化合物半導体を用いたものである場合には、記入欄に「(化)」と記入すると共に、最大クロック周波数の記入欄に最大クロック周波数を記入する。化合物半導体を用いたものではない場合には、記入欄に「—」と記入すると共に、最大クロック周波数の記入欄にも「—」と記入する。
注5. チェックグループ4で、化合物半導体を用いたものか否かが(該)であって、最大クロック周波数が(該)であれば、省令第6条第一号ハに該当である。
注6. 本パラメータシートで非該当と判定された場合であって、化合物半導体を用いたデジタル方式のものは、「パラメータシート様式：6-1-10」でも判定すること。

汎用集積回路

アナログデジタル変換用のもの

(省令第6条第一号ワに該当するものを除く。)

輸出令別表第1の7の項(1)、省令第6条第一号イ、ロ、ホ(一)

作成責任者：(作成年月日 _____年 ____月 ____日)
会社名 _____
所属・役職 _____
(フリガナ) (_____)
氏名 _____ 印
電話 _____

パラメータシート
様式：6-1-3

CISTEC 2024.09.08

(令和6年9月8日施行省令等対応)

ロケット又は無人航空機に使用することができるアナログデジタル変換用集積回路は、輸出令別表第1の4の項でも判定すること。

型名	チェックグループ	1 (注1)	2 (注2)	3 (注3)	4 (注4)					備考	判定 (注5)	
	省令番号	第6条第一号イ	第6条第一号ロ		第6条第一号ホ(一)							
	チェック項目	耐放射線設計の有無	設計意図	定格動作温度範囲(°C)	分解能 (bit)	1	2	3	4			5
						<10bit 分解能 8bit≤ サンプル レート	<12bit 分解能 10bit≤ サンプル レート	<14bit 分解能 12bit≤ サンプル レート	<16bit 分解能 14bit≤ サンプル レート			分解能 16bit≤ サンプル レート
判定基準	(一) 全吸収線量 (該) $\geq 5 \times 10^3$ $\text{Gy}(\text{Si})$ (二) 吸収線量率 (該) $\geq 5 \times 10^6$ $\text{Gy}(\text{Si})/\text{s}$ (三) 1MeV相当の中性子束 (該) $\geq 5 \times 10^{13}$ (個/ cm^2)	民生用の自動車又は 鉄道車両用か？	(一) (該) $> 125^\circ\text{C}$ (二) (該) $< -55^\circ\text{C}$ (三) (該) $= -55 \sim 125^\circ\text{C}$	10	(該) > 1.3 (ギガサン プリング /秒)	(該) > 600 (メガサン プリング /秒)	(該) > 400 (メガサン プリング /秒)	(該) > 250 (メガサン プリング /秒)	(該) > 65 (メガサン プリング /秒)			
(記入例) ABCxxx	—	いいえ	0~85	10	—	150	—	—	—		非該当	

注1. チェックグループ1で、耐放射線設計「有」の場合は、全吸収線量、吸収線量率及び中性子束を記入し、「無」の場合は欄に「—」を記入する。(三)はMIS形のを除く。
(一)～(三)のいずれかが(該)であれば、省令第6条第一号イに該当である。

注2. チェックグループ2には、「はい」又は「いいえ」を記入する。「民生用の自動車又は鉄道車両用に設計した集積回路を除く。」の除外規定を適用して非該当と判定する場合には、「はい」を記入した上で、備考欄に「自動車用」若しくは「鉄道車両用」と明記して判定根拠を示す。但し、チェックグループ3の定格動作温度範囲で(一)～(三)のいずれにも該当しないことが明らかな場合は、チェックグループ3の定格動作温度範囲を記入の上、「—」を記入して良い。

注3. チェックグループ3で、(一)～(三)のいずれかが(該)であれば、省令第6条第一号ロに該当である。(但し、民生用の自動車又は鉄道車両用に設計した集積回路を除く。)
貨物等省令第6条第一号ロに非該当と判定された場合であって、同第6条第一号カの対象貨物である、極低温で動作するCMOS集積回路である場合は、「パラメータシート様式：6-1-CRYO」でも判定すること。

注4. チェックグループ4では、1～5のなかで合致する分解能の記入欄にサンプルレートを記入し、それ以外の記入欄には「—」を記入する。
分解能が8ビット未満の場合は、チェックグループ4の記入欄全てに「—」を記入する。1～5のいずれかが(該)であれば、省令第6条第一号ホ(一)に該当である。

注5. 本パラメータシートで非該当と判定された場合であって、化合物半導体を用いたデジタル方式のものは、「パラメータシート様式：6-1-10」でも判定すること。

<参考>

解釈（運用通達）

貨物等省令第6条第一号ホ（一）中のアナログデジタル変換用のもの（以下、「ADC」という。）については、以下のとおりとする。

- イ nビットの分解能とは、 2^n レベルに相当する量子化能力をいう。
- ロ ADCの分解能は、測定したアナログ入力を示すデジタル出力ビット数に等しい。有効ビット数（ENOB）はADCの分解能を決定するに当たり、使用しない。
- ハ 複数のチャンネルを有するADCについては、そのサンプルレートは複数のチャンネルを集合させたものではなく、1つのチャンネルのうち最大のものをいう。
- ニ インターリーブ型ADC又はインターリーブ方式で動作するように設計した複数のチャンネルを有するADCのサンプルレートは、インターリーブに係る全てのチャンネルのサンプルレートを集合させた最大のレートをいう。

サンプルレート

ADC（オーバーサンプリング型ADCを除く。）において1秒当たりのアナログ入力で測定される最大のサンプル数をいう。

オーバーサンプリング型ADCにおいては、その出力ワードレートをサンプルレートという。

サンプルレートはサンプリングレート（メガサンプル毎秒またはギガサンプル毎秒で表示）又は変換レート（ヘルツで表示。）ともいう。

汎用集積回路

デジタルアナログ変換用のもの

輸出令別表第1の7の項(1)、省令第6条第一号イ、ロ、ホ(二)

作成責任者：(作成年月日 _____年 _____月 _____日)
会社名 _____
所属・役職 _____
(フリガナ) (_____)
氏名 _____ 印
電話 _____

1ページ目 (1/2)
パラメータシート
様式：6-1-4

CISTEC 2024. 09. 08
(令和6年9月8日施行省令等対応)

型名	チェックグループ	1 (注1)	2 (注2)	3 (注3)	備考
	省令番号	第6条第一号イ	第6条第一号ロ		
	チェック項目	耐放射線設計の有無	設計意図	定格動作温度範囲 (°C)	
	判定基準	(一) 全吸収線量 (該) $\geq 5 \times 10^3$ グレイ(Si) (二) 吸収線量率 (該) $\geq 5 \times 10^6$ グレイ(Si)/s (三) 1MeV相当の中性子束 (該) $\geq 5 \times 10^{13}$ (個/cm ²)	民生用の自動車又は鉄道車両用か?	(一) (該) > 125°C (二) (該) < -55°C (三) (該) = -55 ~ 125°C	
(記入例) ABCXXXXX		—	いいえ	0~85	

注 注1. チェックグループ1で、耐放射線設計「有」の場合は、全吸収線量、吸収線量率及び中性子束を記入し、「無」の場合は欄に「—」を記入する。(三)はMIS形のものを除く。
(一) ~ (三)のいずれかが(該)であれば、省令第6条第一号イに該当である。
注2. チェックグループ2には、「はい」又は「いいえ」を記入する。「民生用の自動車又は鉄道車両用に設計した集積回路を除く。」の除外規定を適用して非該当と判定する場合には、「はい」を記入した上で、備考欄に「自動車用」若しくは「鉄道車両用」と明記して判定根拠を示す。但し、チェックグループ3の定格動作温度範囲で(一) ~ (三)のいずれにも該当しないことが明らかな場合は、チェックグループ3の定格動作温度範囲を記入の上、「—」を記入して良い。
注3. チェックグループ3で、(一) ~ (三)のいずれかが(該)であれば、省令第6条第一号ロに該当である。(但し、民生用の自動車又は鉄道車両用に設計した集積回路を除く。) 貨物等省令第6条第一号ロに非該当と判定された場合であって、同第6条第一号カの対象貨物である、極低温で動作するCMOS集積回路である場合は、「パラメータシート様式：6-1-CRY0」でも判定すること。

汎用集積回路

デジタルアナログ変換用のもの

輸出令別表第1の7の項(1)、省令第6条第一号イ、ロ、ホ(二)

2ページ目 (2/2)

パラメータシート
様式：6-1-4

CISTEC 2024.09.08
(令和6年9月8日施行省令等対応)

型名	チェックグループ	4 (注4)		5 (注5)				備考	判定 (注8)
	省令番号	第6条第一号ホ(二)1		第6条第一号ホ(二)2					
	チェック項目	分解能	調整された更新速度	分解能 ①	調整された更新速度 ②	一 セリング 時間 ③ (注6)	二 スプリアス・フリー・ ダイミク・レンジ ④ (注7)		
判定基準		12> (該) ≥10 (bit)	(該)>3,500 (メガサンプル/秒)	(該)≥12 (bit)	3,500≥ (該) >1,250 (メガサンプル/秒)	(該)<9 (ns)	(該)>68 (デシヘル)	(該)>3,500 (メガサンプル/秒)	
(記入例) ABC x x x x x		10	330	10	—	—	—	—	非該当

注4. チェックグループ4で「分解能」及び「調整された更新速度」が(該)であれば、省令第6条第一号ホ(二)1に該当である。
 注5. チェックグループ5は、次のとおり記入する。
 ①の値が12bit未満の場合は、②～⑤に「—」を記入する。
 ①の値が(該)であっても、速度が1,250メガサンプル/秒以下の場合は、②に速度を記入し、③～⑤に「—」を記入する。
 ①及び②が(該)の場合は、③と④に値を記入する。③、④のいずれかが(該)であれば、省令第6条第一号ホ(二)2に該当である。
 ①及び⑤が(該)であれば、省令第6条第一号ホ(二)2に該当である。
 注6. 「セリング時間」とは、12bitの分解能で動作する場合のアナログ出力値が、フルスケールのレベルからフルスケールの0.024%以内のレベルに到達するまでの時間をいう。
 注7. 「スプリアス・フリー・ダイミク・レンジ」とは、100MHzのデジタル入力信号でフルスケールを出力する場合又は100MHz未満のデジタル入力信号で最も高いフルスケールを出力する場合のものをいう。
 注8. 本パラメータシートで非該当と判定された場合であって、化合物半導体を用いたデジタル方式のものは、「パラメータシート様式：6-1-10」でも判定すること。

<参考>

解釈（運用通達）

調整された更新速度

通常の（非補間型）デジタルアナログ変換用の集積回路（以下、「DAC」という）の場合、デジタル入力信号がアナログ出力信号に変換されるときをいい、アナログ出力値はDACにより変わる。

補間モードを経由しない（補間率が1倍）ことができるDACは、通常の（非補間型）DACとみなす。

補間型DAC（オーバーサンプリング型DAC）の場合、DAC更新速度を最小の補間率で除して得られた値をいう。

補間型DACに係る調整された更新速度は、入力データレート、入力デジタルワードレート、入力サンプリングレート、最大総入力バスレート、DACクロック入力用最大DACクロックレートともいう。

貨物等省令第6条第一号ホ（二）中の信号

スプリアス・フリーダイナミック・レンジの測定において、アナログ出力信号の振幅が-3デシベルフルスケールを超えるとき、そのデジタル入力信号はフルスケールである。

スプリアス・フリーダイナミック・レンジ

基本周波数の信号をDACに入力したときにデジタルアナログ変換されて出力される基本周波数（「最大信号成分」）の実効値の、基本周波数に次いで高い出力振幅である雑音又は高調波歪成分の実効値に対する比率をいう。直接、仕様書又はスプリアス・フリーダイナミック・レンジの周波数依存性に関する特性図により表される。

汎用集積回路

信号処理用の電気光学的集積回路又は光集積回路

輸出令別表第1の7の項(1)、省令第6条第一号イ、ロ、へ

作成責任者：(作成年月日 _____年____月____日)
会社名 _____
所属・役職 _____
(フリガナ) (_____)
氏名 _____ 印
電話 _____

パラメータシート
様式：6-1-5

CISTEC 2024.09.08
(令和6年9月8日施行省令等対応)

型名	チェックグループ	1 (注1)	2 (注2)	3 (注3)	4 (注4)			備考	判定 (注5)
	省令番号	第6条第一号イ	第6条第一号ロ		第6条第一号へ				
	チェック項目	耐放射線設計の有無	設計意図	定格動作温度範囲 (°C)	(一) 内部に1つ以上の レーザー発振器を 有するか否か	(二) 内部に1つ以上 の受光素子を 有するか否か	(三) 光導波路を 有するか否か		
判定基準	(一) 全吸収線量 (該) $\geq 5 \times 10^3$ グレイ(Si) (二) 吸収線量率 (該) $\geq 5 \times 10^6$ グレイ(Si)/s (三) 1MeV相当の中性子束 (該) $\geq 5 \times 10^{13}$ (個/cm ²)	民生用の自動車又は 鉄道車両用か?	(一) (該) > 125°C (二) (該) < -55°C (三) (該) = -55 ~ 125°C	(該) = 有	(該) = 有	(該) = 有			
(記入例) ABCxxxxxx	—	いいえ	0~85	有	有	有		該当	

注1. チェックグループ1で、耐放射線設計「有」の場合は、全吸収線量、吸収線量率及び中性子束を記入し、「無」の場合は欄に「—」を記入する。(三)はMIS形のを除く。
(一)～(三)のいずれかが(該)であれば、省令第6条第一号イに該当である。

注2. チェックグループ2には、「はい」又は「いいえ」を記入する。「民生用の自動車又は鉄道車両用に設計した集積回路を除く。」の除外規定を適用して非該当と判定する場合には、「はい」を記入した上で、備考欄に「自動車用」若しくは「鉄道車両用」と明記して判定根拠を示す。但し、チェックグループ3の定格動作温度範囲で(一)～(三)のいずれにも該当しないことが明らかな場合は、チェックグループ3の定格動作温度範囲を記入の上、「—」を記入して良い。

注3. チェックグループ3で、(一)～(三)のいずれかが(該)であれば、省令第6条第一号ロに該当である。(但し、民生用の自動車又は鉄道車両用に設計した集積回路を除く。)貨物等省令第6条第一号ロに非該当と判定された場合であって、同第6条第一号カの対象貨物である、極低温で動作するCMOS集積回路である場合は、「パラメータシート様式：6-1-CRYO」でも判定すること。

注4. チェックグループ4で、(一)～(三)の全てが(該)であれば、省令第6条第一号へに該当である。

注5. 本パラメータシートで非該当と判定された場合であって、化合物半導体を用いたデジタル方式のものは、「パラメータシート様式：6-1-10」でも判定すること。

汎用集積回路

フィールドプログラマブルロジックデバイス
(コンプレックスプログラマブルロジックデバイス、
フィールドプログラマブルゲートアレイ、
フィールドプログラマブルロジックアレイ又は
フィールドプログラマブル相互接続用集積回路を含む。)
(省令第6条第一号ワに該当するものを除く。)
輸出令別表第1の7の項(1)、省令第6条第一号イ、ロ、ト

作成責任者: (作成年月日 _____年____月____日)
会社名 _____
所属・役職 _____
(フリガナ) (_____)
氏名 _____ 印
電話 _____

パラメータシート
様式: 6-1-6

CISTEC 2024. 09. 08
(令和6年9月8日施行省令等対応)

型名	チェックグループ	1(注1)	2(注2)	3(注3)	4(注4)	5(注4)	備考	判定 (注5)
	省令番号	第6条第一号イ	第6条第一号ロ		第6条第一号ト(一)	第6条第一号ト(二)		
チェック項目	判定基準	耐放射線設計の有無	設計意図	定格動作温度範囲(°C)	シングルエンド方式の最大デジタル入出力数	シリアルトランシーバーの最大データ速度の総計		
(記入例) ABCxxxxxx		—	いいえ	0~85	760	256		該当

注1. チェックグループ1で、耐放射線設計「有」の場合は、全吸収線量、吸収線量率及び中性子束を記入し、「無」の場合は欄に「—」を記入する。(三)はMIS形のを除く。
(一)~(三)のいずれかが(該)であれば、省令第6条第一号イに該当である。

注2. チェックグループ2には、「はい」又は「いいえ」を記入する。「民生用の自動車又は鉄道車両用に設計した集積回路を除く。」の除外規定を適用して非該当と判定する場合には、「はい」を記入した上で、備考欄に「自動車用」若しくは「鉄道車両用」と明記して判定根拠を示す。但し、チェックグループ3の定格動作温度範囲で(一)~(三)のいずれにも該当しないことが明らかな場合は、チェックグループ3の定格動作温度範囲を記入の上、「—」を記入して良い。

注3. チェックグループ3で、(一)~(三)のいずれかが(該)であれば、省令第6条第一号ロに該当である。(但し、民生用の自動車又は鉄道車両用に設計した集積回路を除く。)
貨物等省令第6条第一号ロに非該当と判定された場合であって、同第6条第一号カの対象貨物である、極低温で動作するCMOS集積回路である場合は、「パラメータシート様式: 6-1-CRY0」でも判定すること。

注4. チェックグループ4若しくは5のいずれかが(該)であれば、省令第6条第一号トに該当である。

注5. 本パラメータシートで非該当と判定された場合であって、化合物半導体を用いたデジタル方式のものは、「パラメータシート様式: 6-1-10」でも判定すること。

汎用集積回路

ニューラルネットワークを用いたもの（注4）

輸出令別表第1の7の項（1）、省令第6条第一号イ、チ

作成責任者：（作成年月日 _____年____月____日）
会社名 _____
所属・役職 _____
（フリガナ）（ _____ ）
氏名 _____ 印
電話 _____

パラメータシート
様式：6-1-8

CISTEC 2024.09.08
（令和6年9月8日施行省令等対応）

型名	チェックグループ	1（注1）	2（注2）	備考	判定 （注3）
	省令番号	第6条第一号イ	第6条第一号チ		
	チェック項目	耐放射線設計の有無	ニューラルネットワークを用いたものか否か		
	判定基準	(一) 全吸収線量 (該) $\geq 5 \times 10^3$ $\mu\text{V}(\text{Si})$ (二) 吸収線量率 (該) $\geq 5 \times 10^6$ $\mu\text{V}(\text{Si})/\text{s}$ (三) 1MeV相当の中性子束 (該) $\geq 5 \times 10^{13}$ (個/ cm^2)	(該) = 用いたもの		
(記入例) ABCxxxxx		—	用いたもの		該当

注1. チェックグループ1で、耐放射線設計「有」の場合は、全吸収線量、吸収線量率及び中性子束を記入し、「無」の場合は欄に「—」を記入する。（三）はMIS形のものを除く。
（一）～（三）のいずれかが（該）であれば、省令第6条第一号イに該当である。

注2. チェックグループ2で、ニューラルネットワークを用いたものか否かが（該）であれば、省令第6条第一号チに該当である。

注3. 本パラメータシートで非該当と判定された場合であって、化合物半導体を用いたデジタル方式のものは、「パラメータシート様式：6-1-10」でも判定すること。

注4. 貨物等省令第6条第一号カの対象貨物である、極低温で動作するCMOS集積回路である場合は、「パラメータシート様式：6-1-CRY0」でも判定すること。

汎用集積回路

カスタム集積回路(製造者が、輸出令別表第1の5から15の項の中欄に掲げられた貨物であるか否かを判定できないもの)(注1)

輸出令別表第1の7の項(1)、省令第6条第一号イ、ロ、リ

作成責任者：(作成年月日 _____年____月____日)
会社名 _____
所属・役職 _____
(フリガナ) (_____)
氏名 _____ 印
電話 _____

パラメータシート
様式：6-1-9

CISTEC 2024. 09. 08
(令和6年9月8日施行省令等対応)

型名	チェックグループ	1 (注2)	2 (注3)	3 (注4)	4 (注6)	5 (注5、6)	6 (注5、6)	備考	判定 (注6)
	省令番号	第6条第一号イ	第6条第一号ロ		第6条第一号リ(一)	第6条第一号リ(二)	第6条第一号リ(三)		
	チェック項目	耐放射線設計の有無	設計意図	定格動作温度範囲(°C)	端子数	基本ゲート伝搬遅延時間	動作周波数		
	判定基準	(一) 全吸収線量 (該) $\geq 5 \times 10^3$ $\mu\text{V}(\text{Si})$ (二) 吸収線量率 (該) $\geq 5 \times 10^6$ $\mu\text{V}(\text{Si})/\text{s}$ (三) 1MeV相当の中性子束 (該) $\geq 5 \times 10^{13}$ (個/ cm^2)	民生用の自動車又は 鉄道車両用か?	(一) (該) $> 125^\circ\text{C}$ (二) (該) $< -55^\circ\text{C}$ (三) (該) = $-55 \sim 125^\circ\text{C}$	(該) $> 1,500$	(該) < 0.02 (ns)	(該) > 3 (GHz)		
(記入例)	ABCxxxxxx	—	いいえ	0~85	256	0.1	—		非該当

注1. 次のものは、このパラメータシートを使用することができない。
省令第6条第一号ハからチまで若しくはルからカまでのいずれかに該当する貨物であるかどうかの判断をすることができるもの、又は輸出令別表第1の5から15までの項の中欄のいずれかに該当する貨物に使用するように設計したものであるかどうかの判断をすることができるもの。

注2. チェックグループ1で、耐放射線設計「有」の場合は、全吸収線量、吸収線量率及び中性子束を記入し、「無」の場合は欄に「—」を記入する。(三)はMIS形のを除く。
(一)～(三)のいずれかが(該)であれば、省令第6条第一号イに該当である。

注3. チェックグループ2には、「はい」又は「いいえ」を記入する。「民生用の自動車又は鉄道車両用に設計した集積回路を除く。」の除外規定を適用して非該当と判定する場合には、「はい」を記入した上で、備考欄に「自動車用」若しくは「鉄道車両用」と明記して判定根拠を示す。但し、チェックグループ3の定格動作温度範囲で(一)～(三)のいずれにも該当しないことが明らかな場合は、チェックグループ3の定格動作温度範囲を記入の上、「—」を記入して良い。
貨物等省令第6条第一号ロに非該当と判定された場合であって、同第6条第一号カの対象貨物である、極低温で動作するCMOS集積回路である場合は、「パラメータシート様式：6-1-CRY0」でも判定すること。

注4. チェックグループ3で、(一)～(三)のいずれかが(該)であれば、省令第6条第一号ロに該当である。(但し、民生用の自動車又は鉄道車両用に設計した集積回路を除く。)

注5. デジタル回路の場合はチェックグループ5の記入欄に仕様を記入し、チェックグループ6の記入欄には「—」(ただし動作周波数規定がある場合は規定値)を記入する。なお、アナログ回路の場合はチェックグループ6の記入欄に仕様を記入し、チェックグループ5の記入欄には「—」を記入する。また、アナログデジタル混載回路の場合は、チェックグループ5及び6の記入欄に仕様を記入する。

注6. チェックグループ4～6のいずれかが(該)の場合、省令第6条第一号リに該当である。

注7. 本パラメータシートで非該当と判定された場合であって、化合物半導体を用いたデジタル方式のものは、「パラメータシート様式：6-1-10」でも判定すること。

汎用集積回路

化合物半導体を用いたデジタル方式のもの（注5）
（省令第6条第一号ハ、ホ〜リ、ルに該当するものを除く。）

輸出令別表第1の7の項（1）、省令第6条第一号イ、ヌ

作成責任者：（作成年月日 _____年 ____月 ____日）
会社名 _____
所属・役職 _____
（フリガナ）（ _____ ）
氏名 _____ 印
電話 _____

パラメータシート
様式：6-1-10

GISTEC 2024.09.08

（令和6年9月8日施行省令等対応）

型名	チェックグループ	1（注1）	2（注4）			備考	判定
	省令番号	第6条第一号イ	第6条第一号ヌ				
	チェック項目	耐放射線設計の有無	化合物半導体を用いたものか否か（注2）	デジタル方式のものか否か（注3）	(一) 等価ゲート数		
	判定基準	(一) 全吸収線量 (該) $\geq 5 \times 10^3$ グレイ(Si) (二) 吸収線量率 (該) $\geq 5 \times 10^6$ グレイ(Si)/s (三) 1MeV相当の中性子束 (該) $\geq 5 \times 10^{13}$ (個/cm ²)	(該) = 化合物半導体	(該) = デジタル方式のもの (省令第6条第一号ハ、ホ〜リ、ルに該当するものを除く。)	(該) > 3,000 (2入力ゲート換算)	(該) > 1.2 (GHz)	
(記入例) ABCxxxxxx		—	(化)	(デ)	2000	1.5	該当

注
釈

- 注1. チェックグループ1で、耐放射線設計「有」の場合は、全吸収線量、吸収線量率及び中性子束を記入し、「無」の場合は欄に「—」を記入する。(三)はMIS形のを除く。
(一)〜(三)のいずれかが(該)であれば、省令第6条第一号イに該当である。
- 注2. チェックグループ2で、化合物半導体を用いたものである場合には、記入欄に「(化)」と記入する。化合物半導体を用いたものではない場合には、記入欄に「—」と記入する。
- 注3. チェックグループ2で、デジタル方式のものである場合には、記入欄に「(デ)」と記入する。デジタル方式のものではない場合には、記入欄に「—」と記入する。
- 注4. チェックグループ2で、化合物半導体を用いたものか否かが(該)、デジタル方式のものか否かが(該)であって、(一)若しくは(二)が(該)であれば、省令第6条第一号ヌに該当である。
- 注5. 貨物等省令第6条第一号カの対象貨物である、極低温で動作するCMOS集積回路である場合は、「パラメータシート様式：6-1-CRY0」でも判定すること。

汎用集積回路

FFTプロセッサ

輸出令別表第1の7の項(1)、省令第6条第一号イ、ロ、ル

作成責任者：(作成年月日 _____年____月____日)
会社名 _____
所属・役職 _____
(フリガナ) (_____)
氏名 _____ 印
電話 _____

パラメータシート
様式：6-1-11

CISTEC 2024.09.08
(令和6年9月8日施行省令等対応)

型名	チェックグループ	1 (注1)	2 (注2)	3 (注3)	4			備考	判定 (注6)
	省令番号	第6条第一号イ	第6条第一号ロ		第6条第一号ル				
	チェック項目	耐放射線設計の有無	設計意図	定格動作温度範囲(°C)	高速フーリエ変換 定格実行時間(T)	規制値(t) = $N \log_2 N$ ÷ 20,480	複素点 の数 N		
	判定基準	(一) 全吸収線量 (該) $\geq 5 \times 10^3$ $\mu\text{V}(\text{Si})$ (二) 吸収線量率 (該) $\geq 5 \times 10^6$ $\mu\text{V}(\text{Si})/\text{s}$ (三) 1MeV相当の中性子束 (該) $\geq 5 \times 10^{13}$ (個/ cm^2)	民生用の自動車又は 鉄道車両用か？	(一) (該) $> 125^\circ\text{C}$ (二) (該) $< -55^\circ\text{C}$ (三) (該) = $-55 \sim 125^\circ\text{C}$	(該) $T < t$ Tがt未満である 場合に該当。 (注5)	上式にNを 代入して tを求める。 (注4)			
(記入例) ABCxxxxx		—	いいえ	0~85	0.1	0.008	32		非該当

注1. チェックグループ1で、耐放射線設計「有」の場合は、全吸収線量、吸収線量率及び中性子束を記入し、「無」の場合は欄に「—」を記入する。(三)はMIS形のものを除く。
(一)～(三)のいずれかが(該)であれば、省令第6条第一号イに該当である。

注2. チェックグループ2には、「はい」又は「いいえ」を記入する。「民生用の自動車又は鉄道車両用に設計した集積回路を除く。」の除外規定を適用して非該当と判定する場合には、「はい」を記入した上で、備考欄に「自動車用」若しくは「鉄道車両用」と明記して判定根拠を示す。但し、チェックグループ3の定格動作温度範囲で(一)～(三)のいずれにも該当しないことが明らかな場合は、チェックグループ3の定格動作温度範囲を記入の上、「—」を記入して良い。

注3. チェックグループ3で、(一)～(三)のいずれかが(該)であれば、省令第6条第一号ロに該当である。(但し、民生用の自動車又は鉄道車両用に設計した集積回路を除く。)
貨物等省令第6条第一号ロに非該当と判定された場合であって、同第6条第一号カの対象貨物である、極低温で動作するCMOS集積回路である場合は、「パラメータシート様式：6-1-CRY0」でも判定すること。

注4. 規制値(t) = $\frac{N \log_2 N}{20,480}$ (ms)。 規制値tは、左式にNを代入し求めた数値にms(ミリ秒)を付加したものである。なお、Nは複素点の数である。

注5. 高速フーリエ変換定格実行時間Tは、数Nの複素点の変換に要する設計上の所要時間である。チェックグループ3で、Tがt未満である場合に省令第6条第一号ルに該当である。

注6. 本パラメータシートで非該当と判定された場合であって、化合物半導体を用いたデジタル方式ものは、「パラメータシート様式：6-1-10」でも判定すること。

汎用集積回路

化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、
スタティック式のラム又は不揮発性メモリー（注1）（注2）

輸出令別表第1の7の項（1）、省令第6条第一号イ、ロ

作成責任者：（作成年月日 _____年 ____月 ____日）
会社名 _____
所属・役職 _____
（フリガナ）（ _____ ）
氏名 _____ 印
電話 _____

パラメータシート
様式：6-1-12

CISTEC 2024.09.08
（令和6年9月8日施行省令等対応）

型名	チェックグループ	1（注3）	2（注4）	3（注5）	機能 （注6）	備考	判定
	省令番号	第6条第一号イ	第6条第一号ロ				
	チェック項目	耐放射線設計の有無	設計意図	定格動作温度範囲（℃）			
	判定基準	(一) 全吸収線量 (該) $\geq 5 \times 10^3$ $\text{G}(\text{Si})$ (二) 吸収線量率 (該) $\geq 5 \times 10^6$ $\text{G}(\text{Si})/\text{s}$ (三) 1MeV相当の中性子束 (該) $\geq 5 \times 10^{13}$ (個/ cm^2)	民生用の自動車又は 鉄道車両用か？	(一) (該) $> 125^\circ\text{C}$ (二) (該) $< -55^\circ\text{C}$ (三) (該) = $-55 \sim 125^\circ\text{C}$			
(記入例) ABCxxxxx		—	いいえ	0~85	フラッシュメモリー		非該当

注1. 不揮発性メモリーとは、長期間にわたり電源を遮断した後もデータの保存が可能なメモリーをいう。
注2. このシートは、省令第6条第一号ハからチまで若しくはルからワ以外の汎用集積回路で、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、スタティック式のラム又は不揮発性メモリーに適用する。
注3. チェックグループ1で、耐放射線設計「有」の場合は、全吸収線量、吸収線量率及び中性子束を記入し、「無」の場合は欄に「—」を記入する。（三）はMIS形のを除く。
（一）～（三）のいずれかが（該）であれば、省令第6条第一号イに該当である。
注4. チェックグループ2には、「はい」又は「いいえ」を記入する。「民生用の自動車又は鉄道車両用に設計した集積回路を除く。」の除外規定を適用して非該当と判定する場合には、「はい」を記入した上で、備考欄に「自動車用」若しくは「鉄道車両用」と明記して判定根拠を示す。但し、チェックグループ3の定格動作温度範囲で（一）～（三）のいずれにも該当しないことが明らかな場合は、チェックグループ3の定格動作温度範囲を記入の上、「—」を記入して良い。
注5. チェックグループ3で、（一）～（三）のいずれかが（該）であれば、省令第6条第一号ロに該当である。（但し、民生用の自動車又は鉄道車両用に設計した集積回路を除く。）
貨物等省令第6条第一号ロに非該当と判定された場合であって、同第6条第一号カの対象貨物である、極低温で動作するCMOS集積回路である場合は、「パラメータシート様式：6-1-CRYO」でも判定すること。
注6. 記入欄には具体的な機能名を必ず記入する。

汎用集積回路

ダイレクト・デジタル・シンセサイザ (DDS) (注4)

輸出令別表第1の7の項(1)、省令第6条第一号イ、ヲ

作成責任者：(作成年月日 _____年____月____日)
会社名 _____
所属・役職 _____
(フリガナ) (_____)
氏名 _____
電話 _____ 印

パラメータシート
様式：6-1-DDS

CISTEC 2024. 09. 08

(令和6年9月8日施行省令等対応)

型名	チェックグループ	1 (注1)	2 (注2)		3 (注3)		備考	判定
	省令番号	第6条第一号イ	第6条第一号ヲ(一)		第6条第一号ヲ(二)			
	チェック項目	耐放射線設計の有無	デジタルアナログ変換クロック周波数	デジタルアナログ変換分解能	デジタルアナログ変換クロック周波数	デジタルアナログ変換分解能		
判定基準		(一) 全吸収線量 (該) $\geq 5 \times 10^3$ $\mu\text{V}(\text{Si})$ (二) 吸収線量率 (該) $\geq 5 \times 10^6$ $\mu\text{V}(\text{Si})/\text{s}$ (三) 1MeV相当の中性子束 (該) $\geq 5 \times 10^{13}$ (個/ cm^2)	(該) ≥ 3.5 (GHz)	$10 \leq$ (該) < 12 (bit)	(該) ≥ 1.25 (GHz)	(該) ≥ 12 (bit)		
(記入例) ABCxxxxx		—	3.5	10	—	—		該当

注
積

- 注1. チェックグループ1で、耐放射線設計「有」の場合は、全吸収線量、吸収線量率及び中性子束を記入し、「無」の場合は欄に「—」を記入する。(三)はMIS形のを除く。
(一)～(三)のいずれかが(該)であれば、省令第6条第一号イに該当である。
- 注2. チェックグループ2で、デジタルアナログ変換クロック周波数およびデジタルアナログ変換分解能が(該)であれば、省令第6条第一号ヲ(一)に該当である。
- 注3. チェックグループ3で、デジタルアナログ変換クロック周波数およびデジタルアナログ変換分解能が(該)であれば、省令第6条第一号ヲ(二)に該当である。
- 注4. 貨物等省令第6条第一号カの対象貨物である、極低温で動作するCMOS集積回路である場合は、「パラメータシート様式：6-1-CRY0」でも判定すること。

<参考>

解釈（運用通達）

デジタルアナログ変換クロック周波数

マスタークロック周波数又は入力クロック周波数ともいう。

汎用集積回路

アナログデジタル変換機能を有しデジタル化されたデータを記録し、若しくは処理することができるもの又はこれを実行するようにプログラムが可能なもの

輸出令別表第1の7の項(1)、省令第6条第一号イ、ロ、ワ

ロケット又は無人航空機に使用することができるアナログデジタル変換用集積回路は、輸出令別表第1の4の項でも判定すること。

作成責任者：(作成年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日)
 会社名 _____
 所属・役職 _____
 (フリガナ) (_____)
 氏名 _____ 印
 電話 _____

パラメータシート
 様式：6-1-ADW

CISTEC 2024.09.08
 (令和6年9月8日施行省令等対応)

型名	チェックグループ	1 (注1)	2 (注2)	3 (注3)	4 (注4)					機能	備考	判定 (注5)		
	省令番号	第6条第一号イ	第6条第一号ロ		第6条第一号ワ(一)								第6条第一号ワ(二)	
	チェック項目	耐放射線設計の有無	設計意図	定格動作温度範囲(°C)	分解能(bit)	1 <10bit 分解能 8bit≤ サンプル レート	2 <12bit 分解能 10bit≤ サンプル レート	3 <14bit 分解能 12bit≤ サンプル レート	4 <16bit 分解能 14bit≤ サンプル レート				5 <16bit 分解能 16bit≤ サンプル レート	
	判定基準	(一) 全吸収線量 (該) ≥ 5x10 ³ GrV(Si) (二) 吸収線量率 (該) ≥ 5x10 ⁶ GrV(Si)/s (三) 1MeV相当の中性子束 (該) ≥ 5x10 ¹³ (個/cm ²)	民生用の自動車又は 鉄道車両用か?	(一) (該) > 125°C (二) (該) < -55°C (三) (該) = -55~125°C		(該) > 1.3 (ギガサンプリング/秒)	(該) > 1.0 (ギガサンプリング/秒)	(該) > 1.0 (ギガサンプリング/秒)	(該) > 400 (メガサンプリング/秒)				(該) > 180 (メガサンプリング/秒)	1. デジタル化されたデータの記録機能 2. デジタル化されたデータの処理機能 (該) 1 若しくは 2
(記入例) ABCxxxxxx	-	いいえ	0~85	10	-	0.8	-	-	-	1		非該当		

注1. チェックグループ1で、耐放射線設計「有」の場合は、全吸収線量、吸収線量率及び中性子束を記入し、「無」の場合は欄に「-」を記入する。(三)はMIS形のものを除く。
 (一)~(三)のいずれかが(該)であれば、省令第6条第一号イに該当である。
 注2. チェックグループ2には、「はい」又は「いいえ」を記入する。「民生用の自動車又は鉄道車両用に設計した集積回路を除く。」の除外規定を適用して非該当と判定する場合には、「はい」を記入した上で、備考欄に「自動車用」若しくは「鉄道車両用」と明記して判定根拠を示す。但し、チェックグループ3の定格動作温度範囲で(一)~(三)のいずれにも該当しないことが明らか場合は、チェックグループ3の定格動作温度範囲を記入の上、「-」を記入して良い。
 注3. チェックグループ3で、(一)~(三)のいずれかが(該)であれば、省令第6条第一号ロに該当である。(但し、民生用の自動車又は鉄道車両用に設計した集積回路を除く。)
 貨物等省令第6条第一号ロに非該当と判定された場合であって、同第6条第一号カの対象貨物である、極低温で動作するCMOS集積回路である場合は、「パラメータシート様式：6-1-CRY0」でも判定すること。
 注4. チェックグループ4では、1~5のなかで合致する分解能の記入欄にサンプルレートを記入し、それ以外の記入欄には「-」を記入する。
 分解能が8ビット未満の場合は、チェックグループ4の記入欄全てに「-」を記入する。
 機能「1」若しくは「2」に該当する場合は、「1」若しくは「2」を記入し、いずれも該当しない場合は、本パラメータシートを使用しない。
 注5. 本パラメータシートで非該当と判定された場合であって、アナログデジタル変換用のものについては、「パラメータシート様式：6-1-3」でも判定すること。
 また、同じく、フィールドプログラマブルロジックデバイスであって、アナログデジタル変換機能を内蔵するものについては、「パラメータシート様式：6-1-6」でも判定すること。

汎用集積回路

その他の集積回路（注1）

輸出令別表第1の7の項（1）、省令第6条第一号イ

作成責任者：（作成年月日 _____年____月____日）
会社名 _____
所属・役職 _____
（フリガナ）（ _____ ）
氏名 _____ 印
電話 _____

パラメータシート
様式：6-1-13

CISTEC 2024.09.08

（令和6年9月8日施行省令等対応）

型名	チェックグループ	1（注2）	参考（注3）		備考	判定 （注6）
	省令番号	第6条第一号イ	主材料名 （注4）	機能名 （注5）		
	チェック項目	耐放射線設計の有無				
	判定基準	（一）全吸収線量 （該） $\geq 5 \times 10^3$ グレイ(Si) （二）吸収線量率 （該） $\geq 5 \times 10^6$ グレイ(Si)/s （三）1MeV相当の中性子束 （該） $\geq 5 \times 10^{13}$ (個/cm ²)	—	—		
（記入例）ABCxxxxx		—	Si	xxxxxxx		非該当

注

注1. このシートは、省令第6条第一号ハからチまで若しくはルからワ以外の汎用集積回路に適用する。ただし、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、スタティック式のラム又は不揮発性メモリーは「パラメータシート様式6-1-12」を適用する。
貨物等省令第6条第一号カの対象貨物である、極低温で動作するCMOS集積回路である場合は、「パラメータシート様式：6-1-CRY0」でも判定すること。
マイクロ波用の集積回路である場合は、「II-2. 真空電子デバイス等電子デバイス」のシートでも判定すること。

注2. チェックグループ1で耐放射線設計「有」の場合は、全吸収線量、吸収線量率及び中性子束を記入し、「無」の場合は欄に「—」を記入する。（三）はMIS形のを除く。
（一）～（三）のいずれかが（該）であれば、省令第6条第一号イに該当である。

注3. 参考欄は必ず記入する。

注4. 主材料名の欄には具体的材料名を記入する（元素記号でも可）。

積

注5. 具体的な機能名を記入する。

注6. チェックグループ1が該当であれば該当である。

集積回路（極低温CMOS）

CMOS集積回路であって

零下268.65度以下の温度で作動するように設計したもの

（口に該当するものを除く。）（注1）

輸出令別表第1の7の項（1）、省令第6条第一号カ

作成責任者：（作成年月日 _____年____月____日）
会社名 _____
所属・役職 _____
（フリガナ）（ _____ ）
氏名 _____ 印
電話 _____

パラメータシート
様式：6-1-CRYO

CISTEC 2024.09.08

（令和6年9月8日施行省令等対応）

型名	チェックグループ	1（注2）		備考	判定
	省令番号	第6条第一号カ			
	チェック項目	CMOS集積回路か否か	下限動作温度（℃）		
	判定基準	（該） = CMOS集積回路	（該） ≤ -268.65℃ （参考：4.5K）		
（記入例）ABCxxxxx		（CMOS）	-263.15		非該当

注 注1. 特定の貨物（専用集積回路の搭載装置等）用として特別に設計したものは、専用集積回路として「パラメータシート様式：IC-SD」でも判定すること。
マイクロ波用の集積回路である場合は、「II-2. 真空電子デバイス等電子デバイス」のシートでも判定すること。
注2. チェックグループ1で、CMOS集積回路の場合は、「（CMOS）」と記入する。CMOS集積回路でない場合には、記入欄に「-」と記入する。
CMOS集積回路か否かが「（CMOS）」、定格動作温度範囲が（該）であれば、省令第6条第一号カに該当である。

専用集積回路

他の貨物（装置）に使用するように設計したもの（注1）

輸出令別表第1の1～15の項

作成責任者：（作成年月日 _____年____月____日）
会社名 _____
所属・役職 _____
（フリガナ）（ _____ ）
氏名 _____ 印
電話 _____

パラメータシート
様式：IC-SD

GISTEC 2024.09.08
（令和6年9月8日施行省令等対応）

型名	チェックグループ	1（注1）	参考（注2）			備考	判定（注4）
	チェック項目	他の貨物に使用するように特別に設計した集積回路であって、輸出令別表第1（及び貨物等省令）の規制条件に基づいて該当と判定されるか否か？	他の貨物名（装置名）	他の貨物の輸出令別表第1の項番（注3）	集積回路の機能名		
	判定基準	（該当）＝判定される （非該当）＝否	—	____項（____）	—		
（記入例）ABCxxxxx		否	伝送通信装置	9項（1）	xxxxxxx		非該当

注1. 特定の貨物（専用集積回路の搭載装置等）用として特別に設計したものは、専用集積回路として本パラメータシートを用いる。専用集積回路には、①装置と同じ機能・特性を実現した集積回路又は装置の特定の機能を実現するために設計した集積回路、②装置の特定の機能のために変更できないようにプログラム又は設計した集積回路などを含む。専用集積回路の該当・非該当は、他の貨物（装置）の規制条件に従い判定される。ただし、貨物等省令第6条第二号カの対象貨物である、送受信及び送信用モノリシックマイクロ波集積回路（MMIC）は、「パラメータシート様式6D-12-5」でも判定すること。プログラムを書き換えできるもの又は設計変更できるものは、省令第6条第一号に規定される機能を有する汎用集積回路のパラメータシートを用いる。輸出令別表第1（及び貨物等省令）の規制条件に基づいて該当と判定される場合は「判定される」、該当と判定されない場合は「否」と記入する。貨物等省令第6条第一号カの対象貨物である、極低温で動作するCMOS集積回路である場合は、「パラメータシート様式：6-1-CRYO」でも判定すること。

注2. 参考欄は必ず記入する。

注3. 集積回路が該当の場合は、「貨物等省令の条・項・号等」も併せて記入する。非該当の場合では、輸出令別表第1に記述された項番が複数の場合はすべて記入する。輸出令別表第1に記述のない場合は当欄に「—」を記入する。

注4. チェックグループ1が「判定される」であれば該当と記入する。「否」であれば非該当と記入する。判定欄が非該当で「他の貨物の輸出令別表第1の項番」欄が「—」の場合は、判定項番なし非該当（規制対象外）を意味する。